堺大空襲次世代の語り部派遣等実施要綱

（趣旨）

第１条　平和と人権を尊重するまちの実現を図る本市の取組に資することを目的として実施する堺大空襲次世代の語り部（以下「語り部」という。）派遣等に関し、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　堺大空襲　堺市において昭和２０（１９４５）年に起きた空襲のうち、被害が最も大きかった７月１０日の空襲をいう。

(2)　語り部　前号の空襲の体験者から体験談等を引継いだ者をいう。

（登録）

第３条　市長は語り部になろうとする者を募集し、講話資料作成及び講話技術審査を経て、当該応募者を語り部として登録する。

２　語り部への応募者は、戦争体験者等から堺大空襲の体験を引継ぎ、講話資料を作成する。

３　語り部は、講話資料作成及び講話技術の基準により、市長が審査し登録する。

４　市長は、語り部登録をした場合、その旨を本人に文書で通知する。

（登録の解除）

第４条　本人の申し出があった場合、語り部登録を解除するものとする。

２　市長は、継続的に講話をすることが困難と判断した語り部について、その登録を解除することができる。

３　前２項の解除を行った場合は、語り部にその旨を文書で通知するものとする。

（募集）

第５条　市長は、語り部の登録数が派遣依頼に対し適正な人数になるよう、適宜語り部募集をするものとする。

（派遣）

第６条　市長は、講話実施の依頼により語り部を派遣するものとする。

（対象）

第７条 派遣を依頼することができるものは、市内に在住し、在勤し、又は在学する者で構成された団体又はグループ（以下「団体」という。）とする。ただし、市長が特に必要であると認める場合は、この限りでない。

２　前項の規定にかかわらず、団体が次の各号のいずれかに該当するときは、語り部を派遣することができない。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

(2) 特定の政党又は宗教を支持し、又は反対することを目的とした集会等を行うおそれがあるとき。

(3) 営利を目的とした集会等を行うおそれがあるとき。

(4) 本市の暴力団排除に関する諸規定に抵触するおそれがあるとき。

(5) 参加予定人数が１０人に満たないとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当であると認めるとき。

（開催場所等）

第８条　開催場所は、本市の区域内に限る。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

（申込み等）

第９条　派遣を依頼しようとする団体の代表者（以下「代表者」という。）は、受講希望日の２週間前までに堺大空襲次世代の語り部派遣申込書（様式第１号）を市長に提出するものとする。

２　代表者が前項に規定する申込書を提出するときは、次の各号に掲げる事項に同意しなければならない。

(1) 別に定める所定の謝礼を語り部へ支払うこと。

(2) 宴会など飲食をしながらの集会を目的としないこと。

(3) 語り部が自転車、自動車その他の交通用具を使用する場合、駐車場所を確保すること。

３　派遣に係る会場及び備品の準備並びに使用については、代表者の責任においてこれを行うものとする。

（実施決定）

第１０条　市長は、前条第１項の規定による申込書の提出があったときは、派遣する語り部と調整の上、派遣の可否について決定し、実施する場合は堺大空襲次世代の語り部派

遣実施通知書（様式第２号）により代表者に通知するものとし、実施しない場合は理由を付してその旨を代表者に文書で通知するものとする。

（変更の申出等）

第１１条　前条の規定により実施の決定を受けた代表者は、申込みの内容を変更しようとする場合にあっては速やかに申出を、派遣を取り消そうとする場合にあっては速やかに届出を市長にしなければならない。

（受講の制限）

第１２条　市長は、団体が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、派遣を取り消すものとする。

(1) この要綱に違反し、又はこの要綱に基づく指示に従わないとき。

(2) 第７条第２項各号の規定に該当するとき。

（報告）

第１３条　代表者は、派遣の終了後１週間以内に、本市が指定するアンケート用紙に必要事項を記載し、市長に提出しなければならない。

（委任）

第１４条 この要綱の施行について、必要な事項は、所管部長が定める。

附則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

様式第1号（第9条関係）

堺大空襲次世代の語り部派遣申込書

申込年月日　　年　　月　　日

堺市長　殿

団体（グループ）名				
団体詳細		・学校園　・学習グループ　・民間企業等　・自治会　・その他（　　）		
代表者	住　所	郵便番号		
	氏　名			
	電話番号		携帯電話番号	
担当者連絡先	担当者名			
	電話番号		携帯電話番号	
	FAX番号		E-mail	

※担当者連絡先は日中に連絡がつく内容をお書きください。

堺大空襲次世代の語り部（以下「語り部という。）の派遣について、次のとおり申し込みます。

希望日時	第1希望	年　月　日（　）　時　分～　時　分			
	第2希望	年　月　日（　）　時　分～　時　分			
	第3希望	年　月　日（　）　時　分～　時　分			
会場	名称				
	所在地		会場連絡電話番号		
	会場最寄駅（バス停）	線　　駅	最寄り駅から会場までの徒歩距離	約　　m	
参加予定人数	名	集会名	団体名と集会名とが異なる場合		
参加予定人数の内訳	学校園は教職員の人数、学年の人数をご記入ください。 それ以外の団体は、属性が明確であれば内訳をご記入ください。				
同意事項	(1)所定の謝礼を語り部へ支払うこと。 (2)宴会など飲食をしながらの集会を目的としないこと。 (3)語り部が自転車、自動車その他の交通用具を使用する場合、駐車場所を確保すること。				
	□　以上3項目について全て同意します。（同意する場合は□をチェックしてください。） ※同意のない場合は派遣することができません。				
備　考	語り部の語る内容について、特に希望があればご記入ください。				

注意事項	以下に該当する場合は派遣することができません。 (1)上記同意事項に反するとき。 (2) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。 (3) 特定の政党又は宗教を支持し、又は反対することを目的とした集会等を行うおそれがあるとき。 (4) 営利を目的とした集会等を行うおそれがあるとき。 (5) 本市の暴力団排除に関する諸規定に抵触するおそれがあるとき。 (6) 参加予定人数が10人に満たないとき。 (7) そのほか、市長が不適当であると認めるとき。

※申込書の個人情報は、語り部に関する内容にのみ利用し適正に管理します。

様式第２号（第１０条関係）

堺大空襲次世代の語り部派遣実施通知書

年　　月　　日

団体名

代表者　　様

堺市長

　　年　　月　　日付けで申込みのあった堺大空襲次世代の語り部の派遣依頼について、次のとおり派遣を実施するので通知します。

日　時	年　　月　　日（　　）
	午前　　午前 午後　　時　　分～午後　　時　　分
会場名	
堺大空襲次世代の語り部	氏名：
備　考	